

POINT

- 開示すべき諸資料には常に客観的な事実のみを記録しておく
- 開示後の削除・訂正要求には的確に応じる

OECD（経済協力開発機構）理事会勧告（1980年）には、「個人参加の原則」があります。また、「個人情報保護法」第24条・第25条にも本人への個人情報開示規定があります。これらを踏まえると、今後は、要支援者からの「自分の福祉票の記載内容を見せて欲しい」とか、「誤りがあるので修正・削除して欲しい」「私の福祉票を抹消して欲しい」といった要求に対しても、誠実に対応していく必要があります。

その際には、開示することにより本人やその他の人に不利益をもたらすことがないか、「本人」の情報なのか、「その他の人」についての個人情報が含まれていないか、について留意する必要があります。その人自身の開示要求に応えることが、他者の個人情報を侵害することになってはならないからです。

『福祉票の作成とその取り扱いに関する基本的考え方』にも、本人からの開示要求への対応を想定し、風評や伝聞の記載、深刻な病気等で本人に秘匿すべき情報の記載については慎重を要すると記されています。福祉票などは開示できることを前提に作成し、記載内容の峻別を図る必要があるでしょう。

そして、記録内容について、本人から訂正や削除を求められた場合は、修正後の内容についても本人に再確認しておく必要があります。本人の権利利益を保護するために利用停止を図る必要が生じた場合は、記録そのものの処分、返却といった対応を図ります。



POINT

- 地域事情を踏まえた、個人情報の第三者提供のルールづくりが必要
- 行政からの情報入手が困難な場合、民児協として必要な情報の提供を求めていく
- 守秘義務を持つ者（専門職）と住民では、情報の取り扱い方や留意の仕方が異なる

■ 情報提供を求められたとき

災害時の支援ネットワークづくりなどで、行政、社協、防災団体、消防署等から高齢者や障害者の名簿提供を求められる機会が多くなってきています。また、小学校・中学校から児童・生徒のボランティア活動や福祉教育を目的として、校区内の高齢者や障害者の名簿提供を求められる機会も増えてきています。さらに、地域ボランティアから「ふれあいサロンを始めるので地区内の高齢者名簿が欲しい」と要請されることもあります。これらは皆、良い目的に使用しているもので本人利益に反するものではないのですが、「名簿を提供する」ということの影響を考えると、個々の場面で慎重な判断・取り扱いが必要となります。

また、包括的同意の範囲を超える個人情報の目的外利用となる第三者提供には、あらためて本人への事前説明と同意（オプト・アウト）**(※4)**が必要となりますので、そうした手続きを踏むことも必要でしょう。「1.」でも触れているとおり「誰にどの程度の情報をどのように出すのか」という情報の出し方の配慮や工夫というのも大切になってきます。



■ 情報提供を断られたとき

最近、民生委員・児童委員間で「行政から活動上必要な担当地区住民に関する個人情報を得にくくなった」という声をよく聞きます。行政は個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）や都道府県独自の条例などにより、個人情報の取り扱いが規制されています。

しかしながら、民生委員・児童委員は法令で規定された行政の協力機関であり、協力を求められた活動上必要な個人情報の提供を行政から受けるのは当然のことといえます。それが受けられなければ、協力機関としての活動自体ができない、つまり職務を果たせないこととなってしまいかねません。民生委員法第17条には、「民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。2. 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。」と規定されており、協力機関としての活動が行政の管理下におかれているという立場にあることが明らかです。

こうした問題に対しては、民生委員児童委員協議会から市町村行政に課題提起し、ルール作りをしていく必要があるでしょう。その際に、民生委員法による民生委員・児童委員の立場や職務、および守秘義務を持っていることを説明し、その遂行のためにはこうした情報が必要である（その情報がなければ遂行できない）と訴えていくことが大切です。

内閣府が策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」では、要援護者情報の収集・共有の取り組みについて方向性を示しています。その中で、民生委員等情報を受ける側の守秘義務を前提に、避難支援のための目的外利用・提供に関して積極的に取り組むことが望まれているとされています。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では、利用目的以外の提供について「明らかに本人の利益になるとき」提供することができる（第8条第2項第4号）とあります。このようなことを踏まえて、適切な対応を求めていくことになるでしょう。

■ 情報共有のあり方

要支援者の地域生活を支える場合、様々な公的サービスの利用に加えボランティアや近隣住民による支援を組み合わせる役割（調整のはたらき）は、民生委員・児童委員に大いに期待されています。その際、守秘義務を持つ者（福祉事務所、児童相談所等のワーカー、社会福祉士、社協専門員、ケアマネジャーなどと民生委員・児童委員）同士の情報の共有と、守秘義務のない地域住民（ボランティア）とでは、伝えられる情報の質量に相違がでてきます。近隣住民やボランティアに伝える情報は、「協力を依頼する主旨と内容」の範囲内にとどめ、要支援者の状況に関する内容は必要最小限とするのが原則的といえます。

共有化のルールづくりに向けて

先に述べたように、民生委員・児童委員が地域福祉の推進の役割を発揮するうえで、「協働・連携」は欠かせず、各地の民児協で実践している様々なサロン活動やひとり暮らし高齢者の見守り活動などはもとより、個別の援助活動においても、関係機関・団体等と協力しつつ、住民を支援することが求められます。そのため、関係機関・団体等より情報提供を求められ、また、関係者と情報の共有化を図る必要も生じます。

利用者の状態に関する情報共有がなければ地域ケアは成り立たないという前提に立って、要支援者との信頼を積極的に構築し支援活動を円滑に進めるために、下記の点に留意しながら、地域で情報共有のためのルールを確立していく必要があります。

留意点

- 1 福祉票など記録そのものの公表・提示は行わない
- 2 個人や家族の不利益にならないよう配慮する
(必要最小限の情報提供に留める)
- 3 提供について本人同意を得る
- 4 情報提供相手に対して秘密保持の徹底を求める

など、包括的同意（3. 参照）あるいは個別の本人同意のうえで提供すべき情報を選別し、提供先や提供方法等にきちんと配慮すれば、トラブルにならず適切な援助に結びつけることができ、一方で、地域福祉活動を拡大することも可能となると考えます。

(※4) オプト・アウトの原則

あらかじめ本人の同意を得ていれば、個人情報を第三者に提供することができるという原則。個人情報保護法第23条第2項にはより詳しく「個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること 二 第三者に提供される個人データの項目
三 第三者への提供の手段又は方法 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること」と規定されています。

POINT

- 生命・身体・財産に関わる事態において、「緊急を要し」「本人確認が取れない」場合、個人情報の第三者提供は認められる
- 民児協は事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨く

個人情報保護法では、生命・身体・財産の保護のため必要で、本人同意を得ることが困難な場合は、目的外利用や第三者提供に関する適用除外が認められています。法令の対象・対象外であるにかかわらず、社会通念としてもこうした例外は認められるでしょう。たとえば、ひとり暮らし高齢者が悪質な訪問販売の被害に遭ったことを民生委員・児童委員が発見した場合などは、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業専門員や消費生活センター等、しかるべき機関に通報する必要があります。

個人情報保護の優先によって留保することにより取り返しのつかない不利益をもたらす恐れがある場合～児童虐待や障害者・高齢者虐待、その他生命に関わる緊急時～には、しかるべき機関への緊急通報など、生命を最優先した対応が求められます。たとえば、児童虐待防止法では、通報義務を「虐待を受けたと思われる児童を発見」した場合（第6条）とあるように、子どもの生命や身体の安全を第一義的にとらえ、情報の提供を求めています。虐待か否かの判断が難しい場合も、もし間違いであってもその疑いがあれば通報するべきでしょう。こうした場合、専門機関が通告者のプライバシーを守りつつ確認を行います。

現実には判断に迷うケースも発生する可能性がありますので、民生委員・児童委員としての判断力を磨くとともに、判断のための指針づくりや手順について民生委員児童委員協議会で話し合い、事例研究を積んでおくなどの必要があります。

